

宿泊約款

Accommodation conditions

利用規則

横浜平和プラザホテル(以下当ホテルといいます)の公共性と安全を確保するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第13条にもとづき下記の規則をお守りくださるようお願いいたします。もし遵守いただけない場合には宿泊約款第7条により、やむを得ず宿泊ならびに諸施設のご利用をお断り申し上げることがあります。また事故が起きた場合にお客様のご負担をいただき、当施設はその責任を負わない事もありますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

(記)

- 客室内で暖房用・炊事用の火器等はご使用にならないでください。
- ベッドの上など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
- ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持込、または行為はご遠慮願います。
 - 犬・猫・小鳥・その他の愛玩動物
 - 著しく悪臭を発揮するもの
 - 火薬や揮発油などを発火あるいは引火しやすいもの
 - 適法に所持を許可されていない鉄砲刀剣類
 - 施設内ではばくや風紀を乱すような行為または他のお客様の迷惑になるような言動
 - 施設内及び敷地内での許可なき広告・宣伝物の配布や物品の販売
- 客室やロビーを事務所及び展示室がわりにご使用なさないでください。
- ホテルの外から飲食物の出前はとらないでください。
- 館内の諸施設及び諸物品について、下記の行為はご遠慮願います。
 - その目的以外の用途によるご使用
 - ホテルの外への持ち出し
 - 他の場所への移動や加工
- 来訪者があった時は不用意に開扉なさらずご確認ください。不審者と思われる場合はフロントデスク(内線9番)にご連絡ください。また、ご訪問者と客室内でのご面会はなさないようお願いいたします。
- 客室は御宿泊以外の目的にはご使用なさないでください。
- ご滞在中部屋から出られる際は施錠をご確認ください。
- 外出される際はフロントスタッフにカードキーをお預けください。万一カードキーを紛失された場合、再発行費用として、2,000円(消費税別途)を申し受けますので予めご了承ください。
- カードキーをフロントでお受け取りになられる時は、チェックインの際にお渡しする領収書をフロントスタッフにお渡しください。また、ご本人様と照合のためお名前を伺う場合がございます。あらかじめご了承ください。

本約款の適用

第1条

- 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
- 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

宿泊契約の申し込み

第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。
 - 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただけます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金お支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない時
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限り)に従わないとき
- (8) 旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、第9条に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
ただし、当ホテルが第4条1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当施設の契約解除権

第7条

1. 当ホテルは他に定める場合を除く他、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊約款に定める料金の支払いに従わないとき
 - (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められたとき
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限り)に従わないとき
 - (7) 第8条の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

予約金

第8条

当ホテルは宿泊予約の申込みをお受けした場合には期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。予約金は、第9条に定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第9条

- 当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したとき、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、ご予約を受けるにあたり当ホテルとお客様の間での合意のもと特別な取り決めがある場合は、この限りではありません。

解除申請日	契約旅行会社にてご予約のお客様			インターネット予約サイト及び当館に お電話またはご来館にてご予約のお客様	
	個人 (14名様まで)	団体 (15-99名様まで)	団体 (100名様以上)	10名様及び 3室以下	11名様及び 4室以上
宿泊日当日に宿泊者が連絡しないで 不着になった場合	100%	100%	100%	100%	100%
宿泊当日	80%	80%	80%	80%	100%
宿泊日の前日	20%	20%	80%	50%	80%
宿泊日の2日前	0%	10%	20%	20%	80%
宿泊日の3-4日前	0%	10%	20%	0%	80%
宿泊日の5-9日前	0%	10%	20%	0%	50%
宿泊日の10-20日前	0%	0%	10%	0%	20%
ご入金日より	0%	0%	0%	20%	20%

- 当ホテルは宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合、その宿泊予定者は申込書により解除されたものとみなし、処理することがあります。

宿泊の登録

第10条

- 宿泊者は旅館業法第6条に従い、宿泊日当日ホテル玄関帳場(フロントデスク)において次の事項を当ホテルに登録してください。
 - 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - 外国人においては国籍、旅券番号、入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当ホテルが必要と定めた事項
- 前泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等日本通貨に換わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第11条

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後4時～翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当施設は前項の規定にかかわらず同項に定める時間を超えた場合、次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 午後3時まで1時間につきお一人様800円
 - 午後3時以降、一泊宿泊料金全額
- 24時間営業とさせていただきます。

料金の支払い

第12条

- 料金の支払いは日本通貨及び当ホテルが認めた宿泊券、クーポン券、クレジットカード等により宿泊者の到着の際または当ホテルが請求した時、当ホテル玄関帳場(フロントデスク)において行っていただきます。その他の方法での支払いはできません。
- 宿泊者が客室の使用を開始した後任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規則の遵守

第13条

宿泊者は当施設内においては当ホテルの定めた利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第14条

当ホテルはお引き受けした宿泊期間中でも、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- 第7条第2号から第7号までに該当することとなったとき
- 前条の利用規則に従わないとき

宿泊の責任

第15条

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルの玄関帳場(フロントデスク)において宿泊の登録を行ったとき、または客室に入ったときのうちいずれか早い時に始まり宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
2. 宿泊者が当ホテルの定めた利用規則に従わないために発生した事故に関しては、当ホテルはその責任は負いません。

預託物等の取り扱い

第16条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じた場合は、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けならなかった場合、滅失・紛失・盗難などの責任は一切負いかねます。

宿泊客の手荷物または携行品の保管

第17条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携行品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者の指示がない場合及び所有者が判明しないときは、発見日を含め14日間保管し、保管期間を経過したお預かり物は、不要の物として処分させていただきますので、ご了承ください。
3. 第2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に順ずるものとします。

駐車場の責任

第18条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの預託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車輛の管理責任まで負うものではありません。駐車場内での車の破損・盗難及びその他の事件・事故について一切の責任は負いかねます。

宿泊客の責任

第19条

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被った場合、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

個人情報保護方針

第20条

ご宿泊に際し登録頂く情報は以下に掲げる「個人情報保護方針」に従い、適正に取り扱います。

- (1) 個人情報保護に関する法令や規律の遵守
当ホテルは、個人情報取り扱い事業者であることを認識し、「個人情報保護に関する法令」及びその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。
- (2) 個人情報の取得
当ホテルが個人情報を取得する際には、利用目的を明確化し、適正かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。
- (3) 個人情報の利用
当ホテルが取得した個人情報は、業務上必要範囲内においてのみもしくは、それと合理的な関連性のある範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。また、個人情報の取扱を第三者との間で共同利用または、個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、共同利用の相手方及び第三者について個人情報の適正な利用を実現するための監督を行います。
- (4) 個人情報の第三者提供
当ホテルは個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。但し、以下のような場合、個人情報の開示ができるものとします。
 - a. 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であつて、お客様本人の同意を得ることが困難な場合
 - b. 国の機関若しくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力することが困難な場合
 - c. その他の法令により当ホテルによる開示または一部を第三者に譲渡(または委託)するか、あるいは分社化する場合で当ホテルから営業譲渡(または営業委託)を受けた第三者または分社化した会社に譲渡する場合
- (5) 個人情報の管理
当ホテルは、個人情報を安全に管理するとともに、個人情報の紛失、改竄、漏洩などの防止をするため、必要かつ適正な情報セキュリティ対策に努めます。
- (6) 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去
当ホテルは、お客様本人が個人情報について、開示、訂正、利用停止、消去などを求める権利を有していることを認識し、要求のある場合には、すみやかに対応いたします(本人確認のため、公的書類のご提示をお願いすることがございます)。

暴力団排除条項

第21条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結拒否ならびに宿泊契約の解除をするものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力である場合
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
- (3) 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるもの
- (4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (5) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合